

平成22年度当初予算における商工部の主な取組み

★地域経済を支えている中小企業に対する支援強化(販路拡大・開拓、経営支援)

2011年問題
(平成23年)

長崎市経済成長戦略

経済交流と域内経済循環による経済成長の実現

基本方針	政策	成長に向けた方向性	平成22年度の主な事業
(1) 産業の競争力を再生する	ア 地場産業の経営力向上	(ア)経営革新	①成長力を回復する新製品開発・販路開拓などの新事業活動の展開 ・産業情報支援センター活動費 ・新規役チャレンジ事業活用促進費補助金 ・トライアル発注認定事業費
		(イ)生産性向上	②生産性の向上や販売力強化につながるICT活用など新しい生産技術・システムの導入 ・長崎ものづくり情報発信支援事業費 ・ISO9001認証取得奨励補助金
		(ウ)人材育成	③高度技術者の育成、技術技能の伝承 ・中小企業サポートセンター活動費 ・ものづくり支援事業費
	イ 域外経済へのアタック・コンタクト	(ア)情報収集・活用	①産業の発展につながる県外、海外の情報収集・活用 ・産業情報支援センター活動費
		(イ)機能分担	②行政区域を越えた広域の産業展開 ・産業情報支援センター活動費 ・福岡都市圏販路拡大事業費 ・販路開拓支援事業費補助金
	ウ 企業誘致の推進	(ア)地域資源の活用	①地域資源・環境を活かした産業の立地 ・企業誘致推進事業費
		(イ)環境整備	②産学官の連携による立地環境整備 ・企業誘致推進事業費
		(イ)環境整備	③企業ニーズに応える産業人材の輩出 ・産業情報支援センター活動費
	ア 新産業の創造	(ア)起業促進	①インキュベータ機能を活用した幅広い創業環境 ・産学連携・創業支援事業費
		(イ)産業融合	②観光と医療などの既存産業シーズの融合による新しい産業、起業 ・産学連携・創業支援事業費
		(ウ)環境・新エネルギー産業	③環境・新エネルギー関連技術の商品化や海外(アジア)への進出 ・販路開拓支援事業費補助金 ・長崎港活性化対策費
		(エ)医工連携	④医療・福祉分野の集積を活かした新しい産業、起業 ・産学連携・創業支援事業費
		(オ)水工連携	⑤水産資源を活かした新しい産業、起業 ・産学連携・創業支援事業費
(3) 地域内の経済循環を促す	ア 産業と都市生活の融合	(ア)コミュニティビジネスの定着・発展	①高齢化社会等の地域内ニーズに応える新しい製品、サービス ・地域商店街マネージメント支援事業費
		(イ)中心市街地の活性化	②地域商業や観光等の産業と都市生活が融合したまちづくり ・商業活性化支援事業費補助金 ・商店街賑わい整備事業費補助金
		(ウ)地産地消	③地域内の循環経済を構築する商品、サービスの地産地消 ・商業活性化支援事業費補助金 ・中央卸売市場活性化推進事業費

※下線は新規・拡大事業

新たな脅威

- ◇造船の新規受注がない
手持ち工事は約1年半
- ◇円高により機械部門の見通しが不透明
- ◇鹿児島新幹線の全線開通
- ◇融資の返済

＜商工部の組織見直し＞

商業振興課

商業振興
貿易振興
庶務、経理

産業雇用支援課

製造業振興
新産業
人材育成
雇用支援
企業誘致
制度融資

長崎市の既存施策展開

中小企業

国・県の施策活用加速

新
中小企業振興室
販路開拓・
マッチング支援
(特産品振興)
新分野進出・
事業拡大支援
経営課題・
技術課題解決

新たな機会

- 自然エネルギー産業の急速な発展と需要の増加
- リチウムイオン電池の量産実証プラントが長崎に設置
- 「龍馬伝」による観光客増と事業マインドの高揚
- 世界同時不況からの中国をはじめとするアジアの回復気運

平成22年度



長崎市の中小企業 経営支援の概要

〒850-8685

長崎市桜町2番22号

TEL：095-829-1150（商業振興課）

095-829-1313（産業雇用支援課）

095-829-1273（中小企業振興室）

FAX：095-829-1151（共通）

地場産業の育成

中小企業が直面する経営・技術面での課題解決のための総合相談窓口



中小企業サポートセンター

問い合わせは

095-829-1310（直通）

(1) 金融相談員（金融機関OB）

市制度融資の他、県・国等の融資の相談を専門の金融相談員が行います。

(2) ものづくりカゼン相談員（生産技術指導者OB）

生産効率化、生産工程のカイゼン等を生産現場で直接指導します。

(3) 雇用促進コーディネーター（民間企業OB）

採用情報、就職情報の提供等、雇用全般に関する相談・支援を行います。

(4) 中小企業コーディネーター（民間企業OB）

商品開発や販路拡大等の様々な課題解決に向けた助言、支援制度の紹介、関係支援機関・大学等の斡旋、企業間のマッチング支援を行います。



ものづくり支援

(1) 技能者育成指導事業

溶接、CAD指導員を直接企業に派遣し、技術指導、技能者育成を行います。

(詳しくは)

産業雇用支援課 ☎095-829-1313へご連絡下さい。

(2) 長崎地域造船造機技術研修事業補助

溶接等基本技術研修による技術者育成について、技術研修センターに対する支援を行います。

毎年4月～5月の2ヶ月間で、主に新入社員を対象とした技術研修です。

(詳しくは)

長崎地域造船造機技術研修センターへの申し込みが必要です。

産業雇用支援課 ☎095-829-1313へご連絡下さい。

(3) 競争力強化支援事業

生産現場のカイゼン推進について、「現場力向上塾」や人材育成セミナーを開催する長崎工業会に対する支援を行います。

(詳しくは)

長崎工業会（長崎商工会議所内） ☎095-822-0111 産業雇用支援課 ☎095-829-1313へ
ご連絡下さい。

(4) 経営力強化支援事業

経営管理・営業力の向上について、セミナー等を開催する長崎工業会に対する支援を行います。

(詳しくは)

長崎工業会（長崎商工会議所内） ☎095-822-0111 産業雇用支援課 ☎095-829-1313へ
ご連絡下さい。

新しい産業の創出

新しい産業核の創造のための産学間や企業間の連携支援、創業支援



産学連携・創業支援

(1) 大学連携型起業家育成施設「ながさき出島インキュベータ（D-FLAG）」入居者に対する支援

①入居者に対する賃料補助

創業年数及び入居年数に応じ、賃貸延べ面積に応じ補助を行います。市及び県の補助を合わせて1㎡当り1,100円/月となります。（最大2,575円/㎡・月の補助を受けた場合）

(詳しくは)

産業雇用支援課 ☎095-829-1313へご連絡下さい。

②インキュベーションマネージャー（創業支援の専門家）による入居者支援

インキュベーションマネージャーによる経営等の支援や中小企業基盤機構の中小企業支援策を活用した幅広い支援が受けられます。

(詳しくは)

産業雇用支援課 ☎095-829-1313へご連絡下さい。

※「長崎出島インキュベータ（D-FLAG）」
所在地：〒850-0862 長崎市出島町1-43
TEL：095-811-6800 FAX：095-8116801

(2) 共同研究支援

大学等研究機関との共同研究により、新商品・新製品開発のための技術課題の解決等に取り組む中小企業等を支援します。

補助率1/2以内、補助限度額300千円以内

(詳しくは)

産業雇用支援課 ☎095-829-1313へご連絡下さい。

中小企業への経営支援

地場中小企業の国内、海外への販路拡大・開拓を総合的に支援



中小企業販路開拓支援事業

項 目	内 容
補助対象者	県外、海外で開催される展示会等へ出展する市内中小企業者
交付要件	・市内に本社・本店を有する中小企業者であること。 ・1事業年度以上にわたり継続して事業活動を行っていること。 ・市税、事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。
補助率	対象経費の4分の3以内
限度額	国内活動：20万円以内 海外活動：50万円以内（欧米：60万円以内） ただし、同一中小企業者に対し、国内・海外、各一回限りとする。
補助対象経費	出展料、参加料（展示広告料を含む）、商品運搬経費、旅費（交通費、宿泊費等）、展示装飾に要する経費等
予算額内訳	（国内：30社）6,000千円 （海外：8社）4,000千円 計 10,000千円

（詳しくは）

商業振興課 ☎095-829-1150へご連絡下さい。

福岡アンテナショップと連携した販路拡大支援



福岡都市圏販路拡大支援事業 **新** 平成22年度新規事業

(1) 物産展・試験販売事業

福岡都市圏での物産展や試験販売（インショップ）事業を通して、より多くの福岡市民に長崎の商品を知ってもらい、販路開拓・拡大を図ります。

また、アンテナショップと連携し、物産展や試験販売で扱った商品のアンテナショップでの販売を行い、いつでも買える商品としてアピールします。

（詳しくは）

中小企業振興室 ☎095-829-1273へご連絡下さい。

(2) 特産品開発支援事業

福岡都市圏をターゲットとする戦略的な商品づくりのために、新しい商品を開発しようとする中小事業者を支援するため補助を行ないます。

その一環として、福岡の消費者による試食会を実施し、アンテナショップでの「チャレンジ販売」につなげていきます。

○補助率 2分の1、補助限度額 1,000千円（対象事業費500千円以上）

（詳しくは）

商業振興課 ☎095-829-1150へご連絡下さい。

市内中小企業が新しく開発した製品の認定による販路開拓支援



トライアル発注認定事業 **新** 平成22年度新規事業

市内中小企業が開発した優れた新製品を市が認定して広く公表するとともに、一部の認定製品については市が試験的に発注・購入して、使用した結果・有用性等の評価を公表し、中小企業の販路開拓を支援します。

（詳しくは）

産業雇用支援課 ☎095-829-1313へご連絡下さい。



ISO9001 認証取得奨励補助 **新** 平成22年度新規事業

- (1) 対象者 製造業を営む市内中小企業
- (2) 助成要件 対象者がISO9001を認証取得したとき
- (3) 補助対象経費 審査費用、コンサルティング費用
- (4) 補助率 1/6以内
- (5) 補助限度額 500千円
- (6) 予算額 5,000千円 (@500千円×10社=5,000千円)

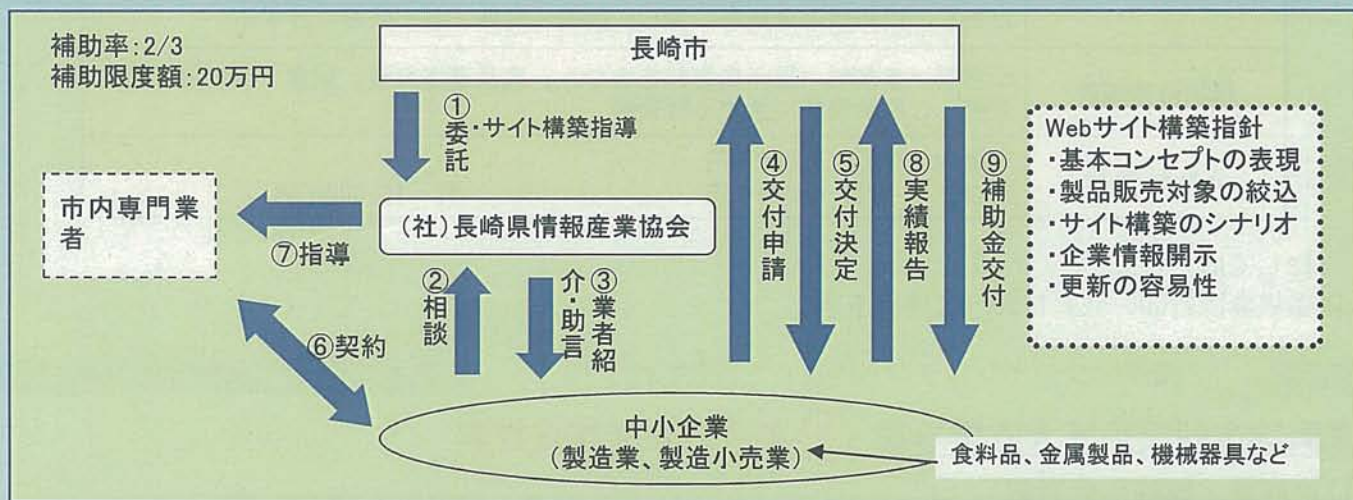
※詳しくは産業雇用支援課 ☎095-829-1313までご連絡下さい。

企業Webサイトの構築に要する費用の一部を助成



長崎ものづくり情報発信支援事業

製造業、製造小売業を営む中小企業者が販路開拓等を目的とした企業情報、製品情報の発信のために行う企業Webサイトの新設(全面改修を含む)について、所要経費の2/3の経費相当額(限度額20万円)を支援します。



※詳しくは産業雇用支援課 ☎095-829-1313までご連絡ください。

新現役(企業等OB)の受け入れに要する費用の一部を助成



新現役チャレンジ事業活用促進費補助金

企業の経営課題解決支援の一環として、国の「新現役チャレンジ事業」を活用する企業の費用負担を軽減するため、新現役(企業等OB)の受け入れに要する費用の一部を補助します。

補助率: 2/3以内、補助限度額: 200千円以内 補助対象経費: 受入に要する報酬及び交通費

※詳しくは産業雇用支援課 ☎095-829-1313までご連絡下さい。

※新現役チャレンジ支援事業とは

平成20年度から開始された国(中小企業庁)の事業。まず、企業等を退職された方で、豊富な実務経験や技術・ノウハウを持つ社会貢献意欲の高い方々を「新現役」と位置づけ、人材登録を行います。次に、全国47箇所の地域事務局が、中小企業等の企業活動に関わる様々なニーズ(例えば、マーケティング、技術・製品開発、経理・財務管理など)に対応できる適切な「新現役」と企業等とのマッチング(初回面談)を行い、支援が開始するまでをサポートする事業です。

中小企業者の円滑な経営運営のための融資



制度融資

※別冊の制度融資パンフレットをご覧ください。

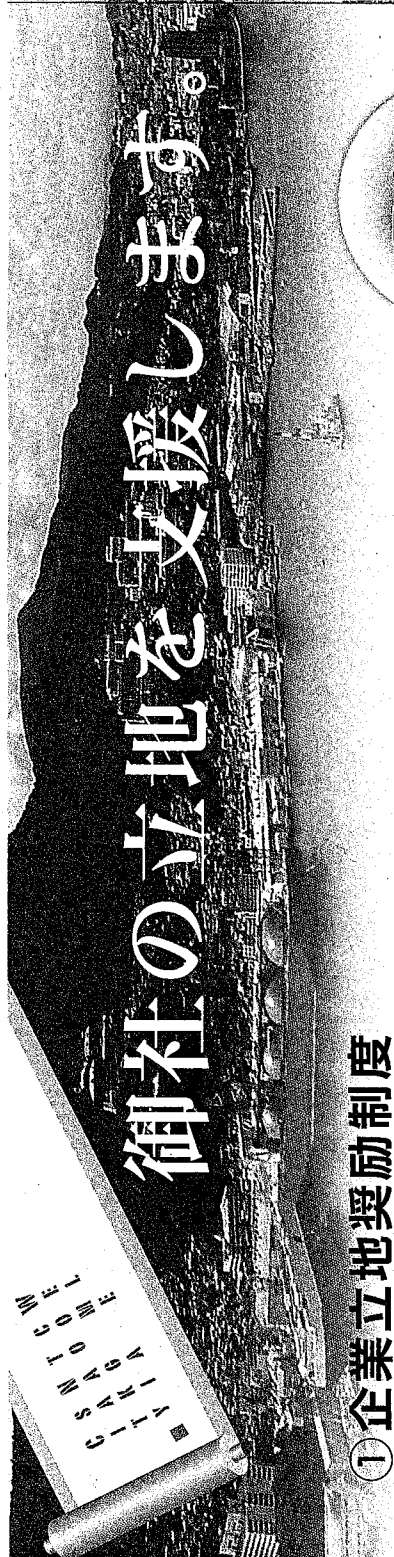
担当課: 産業雇用支援課 ☎095-829-1313

企業誘致の推進

新規企業立地と地場企業の事業拡大を支援

※別冊の長崎市企業立地ガイドブックをご覧ください。

担当課: 産業雇用支援課 ☎095-829-1313



WELCOME TO NAGASAKI CITY

御社の立地を支援します。

① 企業立地奨励制度

1. 対象事業者

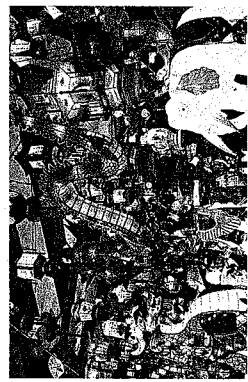
- ① 法人税の申告を3年度以上実施している法人又はその連結子会社
- ② 国内外で5事業年度以上事業活動を行っている外国法人
- ③ ②の法人に財務及び事業の方針を支配されている法人

2. 対象となる業種（事業所を新設、増設、移設した場合に対象となります。）

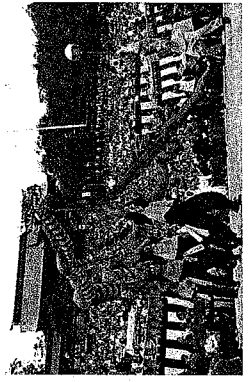
- ① 造船・自動車等の輸送用機械関連産業…製造業、デザイン業、機械設計業
- ② 産業用機械、新エネルギー・環境関連産業…製造業、デザイン業、機械設計業
- ③ 情報通信関連産業…情報サービス業、コールセンター、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（新聞業・出版業を除く）、デザイン業、機械設計業
- ④ 食品関連産業…製造業
- ⑤ 医工連携関連産業…製造業、自然科学研究所
- ⑥ その他の対象業種…製造業、道路貨物運送業・倉庫業・こん包業（神ノ島、小江、三重工業団地に立地する場合に限る。）、農業、陸上養殖業



●風頭公園 龍馬像



●長崎ランタナフェスティバル（毎年2月頃）



●長崎くんち（毎年10月）

最大
10億円

② 固定資産税課税免除制度

着工前に長崎県による企業立地計画の承認を受けた場合、固定資産税（土地、家屋、建築物）を3年間課税免除します。

① 造船・自動車等の輸送用機械関連産業

11繊維工業、18プラスチック製品製造業、19ゴム製品製造業、21窯業・土石製品製造業、22鉄鋼業、23非鉄金属製造業、24金属製品製造業、25はん用機械器具製造業、26生産用機械器具製造業、27業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造業、武器製造業を除く）、28電子部品・デバイス・電子回路製造業、29電気機械器具製造業、30情報通信機械器具製造業、31輸送用機械器具製造業（鉄道関連は除く）

② 産業用機械、新エネルギー・環境関連産業

18プラスチック製品製造業、19ゴム製品製造業、21窯業・土石製品製造業、22鉄鋼業、23非鉄金属製造業、24金属製品製造業、25はん用機械器具製造業、26生産用機械器具製造業、27業務用機械器具製造業（医療用機械器具・医療用品製造業、武器製造業を除く）、28電子部品・デバイス・電子回路製造業、29電気機械器具製造業、30情報通信機械器具製造業、31輸送用機械器具製造業（鉄道関連は除く）

③ 情報通信関連産業

39情報サービス業、40インターネット附随サービス業、41映像・音声・文字情報制作業、情報通信技術利用業

④ 食品関連産業

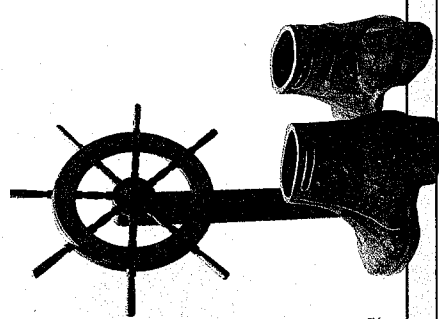
09食料品製造業、10飲料・たばこ・飼料製造業（たばこ製造業を除く）

⑤ 医工連携関連産業

11繊維工業、13家具・装飾品製造業、16化学工業、19ゴム製品製造業、21窯業・土石製品製造業、27業務用機械器具製造業（武器製造業を除く）、29電気機械器具製造業、71学術・開発研究機関（人文・社会科学研究所を除く）
※番号や業種名は、日本標準産業分類に基づいたものです。

課税免除
(3年間)

●龍馬のブーツ像



対 象 要 件		計 画
長崎県知事の承認を受けた企業立地計画に基づく事業		
価 額	固定資産（土地、家屋、構築物）の取得価額が次の金額を超えるもの 農林漁業関連業種…5千万円 その他……………2億円	
業 種	企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく長崎地域基本計画（平成20年3月35日指定）に規定する産業のうち次に係るもの	
期 間	平成20年3月25日から平成25年3月24日までに設置されたもの	

指定要件

操業日30日前までに事前協議書の提出が必要です

立地形態	規 模 等	投下固定資産総額 ※1	操業時雇用従業員 ※2
建 物 設 置 型	中小企業者等	5千万円以上	5人以上
	新 設	2千万円以上	3人以上
	陸上養殖業法人	3千万円以上	3人以上
	その他の企業	5億円以上	15人以上
	中小企業者等	5千万円以上	1人以上
建 物 借 上 型	農 業 法 人	2千万円以上	1人以上
	陸上養殖業法人	3千万円以上	1人以上
	中小企業者等	—	5人以上
	農 業 法 人	—	3人以上
	陸上養殖業法人	—	3人以上

施設等整備奨励金

- 投下固定資産総額の売買価格と固定資産評価次の割合を乗じた額
- 指定集積業種（上限15%）
5% + ((操業時雇用従業員数-1) × 0.25) %
- その他の対象業種（上限10%）
2.5% + ((操業時雇用従業員数-1) × 0.25) %

土地等賃借奨励金

- 建物賃借費用（共益費、消費税を除く）に次の割合を乗じた額
- 指定集積業種（上限50%）
25% + ((操業時雇用従業員-1) × 0.25) %
- その他の対象業種（上限25%）
10% + ((操業時雇用従業員-1) × 0.25) %

- ※1. 投下固定資産総額は、事業の用に直接供する土地、建物、償却資産（固定資産税の課税対象物）の取得に要した費用の合計金額です。（消費税は含まれません）土地は操業日から3年前、建物・償却資産は1年前までに取得したものを対象とします。
- ※2. 操業時雇用従業員数の算定は、正規雇用1、非正規0.75、短時間（週20時間以上）0.5の係数を乗じた数とします。また、操業日前150日から操業日までの期間に、制度の対象外です。
- ※3. その他の企業の増設・移設は、制度の対象外です。
- ※4. 正規雇用は、雇用期限のない労働契約を締結したもの、非正規は雇用期限のある労働契約を締結したもの、短時間は1週間の所定労働時間が20時間以上である短時間労働者をいう。

奨 励 金

価額のいずれか低い額に

- ※5年間分割交付します。
- ※建物設置型が対象となります。

の割合を乗じた額

（交付期間5年間）

※建物賃借型が対象となります。

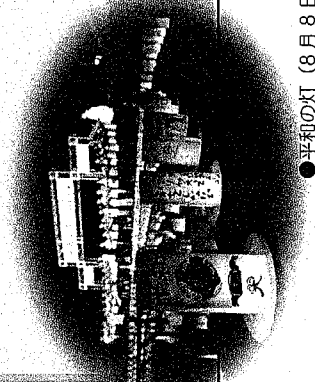
雇用奨励金

雇用形態	単価	障害者加算
正 規	50万円	+20万円
非正規	30万円	+20万円
短時間	15万円	+15万円

※2年目、3年目は、操業日から1年後、2年後に、それぞれ前年より5人以上増員している場合、交付対象となります

限度額 主な条件

- ※安定継続して事業を行うこと
- ※常時、長崎市民が指定要件を超えて雇用されていること。
- ※投下固定資産を交付の目的に反して処分しないこと。



●平和の灯（8月8日）

平成22年度 長崎市 融資制度のご案内

(平成22年4月1日現在)

《申込資格概要》

- 1 申込日以前に市内で引続き1年以上同一事業を営んでいること。(開業資金を除く)
- 2 中小企業信用保険法に規定する中小企業者であること。
- 3 事業業種が保証協会の保証対象業種であること。
- 4 市税を完納していること。
- 5 法人の場合は登記簿上の所在地が市内であること。個人の場合は市内に住所を有すること。
- 6 営業許可、登録等を必要とする業種は許認可を受けていること。
- 7 銀行取引停止処分を現に受けていないこと。
- 8 保証協会の保証付融資については、保証協会の保証が得られること。
- 9 その他、各資金の個別の融資要件に該当すること。

(中小企業者の定義) 次のいずれかに該当すること。

	中 小 企 業 者		小規模企業者
	資本金	／ 従業員数	従業員数
製造・建設・運輸業等	3億円以下	又は 300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	又は 100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	又は 50人以下	
サービス業	5,000万円以下	又は 100人以下	

《資金種類》

一般資金(小企業振興資金・経営安定資金・短期資金)
緊急資金(金融円滑化特別資金・災害復旧等支援資金・連鎖倒産防止資金)
政策資金(開業資金・エコ資金・いきいき企業者支援資金・いきいき労働環境整備資金)

《取扱金融機関》

十八銀行、親和銀行、長崎銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、
たちばな信用金庫、長崎三菱信用組合及び商工組合中央金庫の市内本店及び各支店

《申込方法》

一般資金は直接金融機関へ申し込み。その他の資金は長崎市へ申請後、金融機関へ。

《受付時間》

専門の金融相談員を配置し中小企業の方々の事業計画や資金計画を含めた金融相談に応じております。
(相談時間:開庁日の10:00～12:00及び13:00～16:00、先着順)

《お問い合わせ》

〒850-8685 長崎市桜町4番1号 長崎商工会館4階
長崎市 商工部 産業雇用支援課
TEL 095-829-1313 FAX 095-829-1151
詳細 <http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/kogyo/yushi/yushi.html>

長崎市中小企業融資制度一覽表

種別	資金名	個別の融資要件概要	使途	限度額	利率(年)	融資期間 (据置期間)	保証料(年) ※保証人・担保は金融機関、保証協会が決定
一般 資金	小企業振興資金	小規模企業者で事業資金を必要とすること。	運転 設備	1,250万円	変動金利(短プラ=各銀行短期プライムレート) (1年超3年以内)短期プラ+0.3%以内 (3年超)短期プラ+0.5%以内	1~7年以内 (1年以内)	(無担保) 0.45~1.425% (有担保) 無担保から0.1%割引 (特別小口・セーフティネット特例) 市が全額補給
	中小企業経営安定資金	事業資金を必要とすること。	運転 設備	5,000万円	変動金利 (1年超3年以内)短期プラ+0.3%以内 (3年超)短期プラ+0.5%以内 ※ 保証協会付でない場合、年2.2%以内の上乗金利有	1~10年以内 (1年以内)	(保証協会付)0.45~1.9%
	中小企業短期資金	事業資金を必要とすること。	運転	500万円	変動金利 短プラ以内	1年以内	(無担保) 0.45~1.52% (有担保) 無担保から0.1%割引
	中小企業 金融円滑化特別資金 (H23.3.31まで)	(緊急保証運動枠) セーフティネット5号の認定を長崎市から受けたものであること。	運転	2,000万円	固定金利 1.8%	10年以内 (2年以内)	0.45%
	中小企業 災害復旧等支援資金	り災証明を受けた者又は市長が特別に認める経済的環境の変化により経営の安定に支障が生じていること。	運転 設備	2,000万円	固定金利 1.4%	7年以内 (1年以内)	市が全額補給
政策 資金	中小企業 連鎖倒産防止資金	取引の相手方たる事業者が倒産したものであること。	運転	2,000万円	固定金利 1.4%	7年以内 (1年以内)	市が全額補給
	中小企業開業資金	(開業枠) 市内に1年以上住所を有する年齢満24歳以上のもので開業種の従事経験が3年以上あり、所要資金の30%以上の自己資金を有すること。 (創業枠) ①事業を営んでいないものであって近く新たに事業を開始又は会社を設立する具体的計画を有するもので借入金と同額の自己資金を有すること。 ②事業開始後5年未満であること。 ※ただし、認定はケースにより異なります。	運転 設備	1,500万円	固定金利 1.4%	7年以内 (1年以内)	市が全額補給
	中小企業エコ資金	公害防止施設の整備、低公害車の購入、屋上緑化、新・省エネルギー、リサイクル設備の導入、ISO14000の認証を取得しようとするなど。		2,000万円	固定金利 1.4%	7年以内 (1年以内)	市が全額補給
	中小企業いきいき 企業者支援資金	①自己保有(共同保有)している特許法・実用新案法等にかかると技術を利用し新規事業に取り組むこと。 ②研究開発のために国、県、関係団体が交付する助成金を受けて開発した商品・サービスの販路拡大に取り組むこと。 ③長崎市ブランド振興会から長崎市特産推奨品の認定を受けたものが当該商品の販路拡大に取り組むこと。 ④国、県、関係団体から農工商連携に係る支援を受けたものが、商品開発又は販路拡大に取り組むこと。 ⑤長崎市産業情報支援センターなどの公的機関の支援によって自社の経営戦略を作成したものが、具体的にビジネスプランに取り組むこと。 ⑥商店街の活性化のため商店街の空き店舗を利用した開業を行うこと。 ⑦個人観光客向け宿泊施設、外国人観光客、コンベンション開催、バリアフリー等に対応する施設の改修事業を行った場合。	運転 設備	2,000万円	固定金利 1.4%	7年以内 (1年以内)	市が全額補給
	中小企業いきいき 労働環境整備資金	①従業員住宅、保健、給食、教養文化施設、託児所、心身障害者雇用のための施設などの整備事業を行うこと。 ②次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を策定したワークライフバランスを推進していること。 ③常時雇用している障害者の割合が全体の3.6%以上であること。 ④ジョブカードの訓練計画の設定を受け、訓練を実施し就職支援を積極的に行っていること。	運転 設備	2,000万円	固定金利 1.4%	7年以内 (1年以内)	市が全額補給

お電話してみませんか？

長崎市中小企業サポートセンター

専門のスタッフががっちり支援します！！

相談・指導は **無料!!** です。

- ★金融相談員による融資制度の受付・相談
- ★ものづくりカイゼン相談員による生産技術支援
- ★雇用促進コーディネーターによる就職支援
- ★中小企業支援コーディネーターによる各種支援

TEL : 095-829-1310

〒850-8685 長崎市桜町4番1号 長崎商工会館4階

長崎市 商工部 産業雇用支援課内

FAX: 095-829-1151 E-mail: sangyo@city.nagasaki.lg.jp

利用していますか？セーフティネット保証制度??

この制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化や保証料の軽減が受けられる制度です。

対象となる中小企業の方は、本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村の窓口にて認定申請書2通を提出し認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付き融資を申し込む必要があります。

★認定手続きの詳細 http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/kogyo/yushi/yushi_safty.html

長崎市が低金利・長期返済型の資金で支援します！！

セーフティネット5号の対象業種が 原則、全業種に拡大！！

(一部の例外業種を除く)

《中小企業金融円滑化特別資金》

	緊急保証連動枠
対 象 者	申込日以前に長崎市内で1年以上同一事業を営んでいる 市内中小企業者 (法人は登記簿上の所在地が、個人事業者は代表者の住所が市内であることが必要)
融資要件	長崎市からセーフティネット5号の認定を受けていること ※認定方法は裏面に記載しています。
実施期間	平成23年3月31日まで
融資利率	1.8%/年
限 度 額	2,000万円
融資期間	10年以内(うち据置期間2年以内)
保 証 料	0.8%(うち0.35%市が補助)
申込方法	認定書を添付し金融機関に申込
取扱い 金融機関	十八銀行、親和銀行、長崎銀行、福岡銀行 西日本シティ銀行、たちばな信用金庫 長崎三菱信用組合、商工組合中央金庫 の市内本支店

《認定方法》

	セーフティネット5号認定
要件	セーフティネット5号の指定業種であり、次のいずれかに該当すること。 (1)最近3ヶ月間の平均売上高が前年同期比又は2年前同期比マイナス3%以上の中小企業者 (2)製品等原価のうち20%を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、製品価格等に転嫁できていない中小企業者 (3)最近3ヶ月間の平均売上総利益率又は平均営業利益率が前年同期比マイナス3%以上の中小企業者 (4)新型インフルエンザの発生に起因して、最近1ヶ月間の売上高又は販売数量（完成工事高又は受注残高）が前年同月に比して3%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期に比して3%以上減少することが見込まれる中小企業者
必要書類	① 認定申請書 2部（実印の押印が必要） ② <要件(1)の申請の場合> ・直近3ヶ月間及び前年又は2年前同月の月別の売上高が確認できる資料のコピー（売上台帳、損益計算書など） <要件(2)の申請の場合> ・直近3ヶ月間及び前年同月の月別の売上高、売上総利益、営業利益が確認できる資料のコピー（売上台帳、損益計算書など） ・直近3ヶ月間及び前年同月3ヶ月間の月別の原油等の仕入単価等が確認できる資料 <要件(3)の申請の場合> ・直近3ヶ月間及び前年同月の月別の売上高、売上総利益、営業利益が確認できる資料のコピー（売上台帳、損益計算書など） <要件(4)の申請の場合> ・直近1ヶ月間（平成21年5月以降）の売上高又は販売数量（完成工事高又は受注残高）が確認できる資料のコピー及びその後2ヶ月の見込み売上高又は販売数量を疎明する資料 ・上記3ヶ月の前年同期の売上高等が確認できる資料のコピー（売上台帳、損益計算書など） <u>※要件(1)～(4)いずれの場合も売上高等が間違いない旨の申請者の証明が必要</u> ③ 営業許可のコピー

■お問い合わせ先 長崎市中小企業サポートセンター 電話：095-829-1310
（長崎市 商工部 産業雇用支援課内）

長崎市の融資制度についてはこちらのアドレスへ

<http://www1.city.nagasaki.nagasaki.jp/kogyo/yushi/yushi.html>

長崎市太陽光発電設備設置費補助金概要

1 住宅用設備

(1) 対象者

- ア 市内に住所を有する者または設置後に有する予定の者
- イ 国の補助金の交付決定を受けている者

(2) 設置箇所

市内に存する住宅、併用住宅、共同住宅等

(3) 対象設備

太陽電池の最大出力が10kw未満の設備

(4) 補助額

1基あたり6万円(定額)

(5) 補助件数

500基(先着順)

(6) 期間

受付期間、設置期間共に平成22年4月1日～平成23年3月17日

2 事業所用

(1) 対象者

市内に住所を有する事業者

(2) 設置箇所

市内に存する店舗、事務所、営業所、倉庫等

(3) 対象設備

太陽電池の定格出力が10kw未満の設備

(4) 補助額

ア 3kw以上～6kw未満 → 1基あたり30万円(定額)

イ 6kw以上～10kw未満 → 1基あたり60万円(定額)

(5) 補助件数

ア 3kw以上～6kw未満 → 6基(先着順)

イ 6kw以上～10kw未満 → 4基(先着順)

(6) 期間

受付期間、設置期間共に平成22年4月1日～平成23年3月17日